

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
(公印省略)

### 福利厚生会社の登録の申請等に係る取扱いについて

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号。以下「規則」という。）第 24 条の 2 に規定する福利厚生会社の登録等については、「福利厚生会社の登録の申請等に係る取扱いについて」（令和 2 年 12 月 25 日付雇均発 1225 第 13 号。以下「旧通知」という。）のとおり取り扱ってきたところであるが、今般、法務省において、オンラインによる法人の登記情報を提供可能とする仕組みが構築されたところ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条の規定に基づき、福利厚生会社の登録及び更新の申請においては、登記事項証明書添付を省略することとしたので、これに御留意の上、貴機構の関係業務の円滑な遂行に御尽力をお願いします。なお、これに伴い、旧通知は廃止する。

### 記

#### 1 登録の申請について

規則第 24 条の 2 の規定による登録の申請については、様式 1 により行うこと。

#### 2 登録の更新の申請について

規則第 24 条の 5 の規定による登録の更新の申請については、様式 2 により行うこと。なお、登録の更新の申請においても 1 と同様の書類を添付しなければならないこと。

#### 3 変更の届出について

登録福利厚生会社は、(1) 商号又は名称、(2) 資本金の額、基金の総額又は出資の総額、(3) 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地のいずれかを変更しようとするときは、規則第 24 条の 6 の規定により、変更しようとする日の 2 週間前までに、様式 3 により厚生労働大臣に届け出ること。

#### 4 業務の休廃止の届出について

登録福利厚生会社は、住宅資金の貸付けの業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則第 24 条の 7 の規定により、休止又は廃止しようとする日の 2 週間前までに、様式 4 により厚生労働大臣に届け出ること。

なお、休止の届出時に記載した休止期間に変更があった場合については、休止期間の短縮の場合にあっては変更後の休止期間が満了する日の 2 週間前までに、休止期間の

延長の場合にあつては変更前の休止期間が満了する日の2週間前までに、再度、様式4により休止の届出を行うこと。また、休止の届出を行った後に、業務を再開することなく業務を廃止することとした場合についても、様式4により改めて廃止の届出を行うこと。これらの場合には、休止期間の変更による届出である旨又は既に休止の届出を行っている業務の廃止による届出である旨を備考に記載すること。

#### 5 財務諸表等の備付け及び閲覧等について

規則第24条の8第2項第4号イの規定による財務諸表等の請求の方法への対応としては、同条第1項に規定する財務諸表等を登録福利厚生会社の開設するホームページにおいて掲載することにより、閲覧及び電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録でき、かつ、その記録を出力することにより書面を作成できる場合を含むものであること。

#### 6 その他

現にあるこの通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなし、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

様式 1 (第 24 条の 2 関係)

登録申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住所  
法人の名称  
代表者の氏名

勤労者財産形成促進法施行規則第 24 条第 2 号の登録を受けたいので、第 24 条の 2 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 商号又は名称
- 2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- 3 本店の名称及び所在地
- 4 営業所又は事務所の名称及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 営業所又は事務所が複数ある場合には、すべて記載すること。

関係書類

- 1 定款
- 2 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度において当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数を記載した書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 5 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他参考となる事項を記載した書類

登録更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号  
住所  
法人の名称  
代表者の氏名

勤労者財産形成促進法施行規則第 24 条の 5 第 1 項の登録の更新を受けたいので、同条第 2 項において準用する第 24 条の 2 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日
- 2 商号又は名称
- 3 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- 4 本店の名称及び所在地
- 5 営業所又は事務所の名称及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 営業所又は事務所が複数ある場合には、すべて記載すること。

関係書類

- 1 定款
- 2 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度において当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数を記載した書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 5 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他参考となる事項を記載した書類

様式 3 (第 24 条の 6 関係)

登録事項変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号  
住所  
法人の名称  
代表者の氏名

勤労者財産形成促進法施行規則第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を変更したいので、第 24 条の 6 の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更をしようとする年月日		
変更の理由		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 変更しようとする事項が複数ある場合には、変更しようとする事項ごとに分けて記載すること。
- 3 変更しようとする事項に係る事実が確認できる書類を添付すること。

業務休廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号  
住所  
法人の名称  
代表者の氏名

登録福利厚生会社としての住宅資金の貸付けの業務を<sup>休止</sup>廃止したいので、勤労者財産形成促進法施行規則第 24 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 休止  
廃止 する住宅資金の貸付けの業務の範囲

2 休止  
廃止 の理由及び予定期日

3 休止の場合、その予定期間

4 備考

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 休止する場合には休止の字を、廃止する場合には廃止の字を、それぞれ囲むこと。